

# J A M 政策NEWS

2008年3月14日 第2008-29号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

人助けせず知らん顔でいいのか！

## 津田議員、参院予算委員会で通勤災害認定のあり方を厳しく追及

こんなことが起こりました

JAM組合員の家族（車通勤）が仕事帰りに交通事故の現場に遭遇し、人命救助のため車外に降りている時に別の車に追突され大けがをし、障害を負いました。通勤災害の申請をしたところ、労働基準監督署から「本件は**通勤と関係のない善意行為中に発生した災害**であり、通勤との間に因果関係が認められないため通勤災害に相当せず不支給とする」との通知を受けました。

類似のケースでは、事故車が車線を塞ぎ迂回することもできず、通行不能になったために救助中、今回のような事故に遭い通勤災害の認定を受けた事例がありました。しかしこの事故は2車線あるうちの1車線に人が倒れていたため交通の妨げになっていないということで不支給となりました。

組合員からの悲痛な訴えを聞いた津田議員はこれを国会で取り上げ、参院予算委員会で厳しく追及しました。

### 血の通った対応を

津田議員は、3月14日参議院予算委員会（NHKで中継）で質問に立ち「このままでは、『人助けをしないで知らん顔をしているほうが良いのだ』ということがまかり通ってしまう。そんな社会になっては大変なことになる。今回のような場合は、血の通った対応をしてほしい」と強く述べました。

これに対して舛添厚生労働大臣は「労災保険の認定のあり方を精査し、犯罪被害者給付制度のような制度作りも検討しなければならないかもしれない」と答弁しました。

### 親切心はダメ？

労働者が、業務上または通勤により、「けがをした・病気にかかった・障害を負った・死亡した」場合、業務災害・通勤災害として、労働者

災害補償保険（労災保険）から保険給付が行われます。ただし、業務災害・通勤災害とされ、には、認定基準がありこれをパスしなければ労災保険から保険給付を受けることができません。

通勤は、「就業に関し、就業場所と住居の間を合理的な経路で移動すること」と定義されています。通勤途中に自動車にひかれた・駅の階段から転落した・ビルから落下したのものにより負傷した等は通勤災害と認められますが、仕事の帰りに居酒屋で酒を飲んだ・コンサートに行った等、通勤途中で通勤と関係のない目的で合理的な経路から逸れたり、通勤とは関係のない行為を行うと、「**逸脱・中断**」となり負傷等をして通勤災害と認められないことがあります。これまでの認定事例をみると、親切心による行為はほとんど業務災害・通勤災害と認められていません。

### 逸脱・中断

逸脱・中断が日常生活上必要な行為であって、やむを得ない事由による最小限度のもの（ささいな行為）であれば逸脱・中断の間を除き「通勤」となります。

#### ささいな行為

（この間も通勤と認められる。短時間ならば逸脱・中断とならない）  
経路上で雑誌等を購入  
経路上の駅の売店でジュースを飲む  
公園で短時間休憩する  
公衆便所に立ち寄る  
経路上で短時間手相・人相を見てもらう（大道で商売をしているもの）

#### 日常生活上必要な行為

（この間は通勤と認められないがその後合理的な経路に戻れば通勤と認められる）  
日用品の購入  
職業訓練や大学等に通う  
選挙権の行使  
病院で診察を受ける

は「やむを得ない事由によるささいな行為」でいいのでしょうか？